

令和5年壮警町議会第4回臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年5月17日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和5年5月23日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 固定資産評価員の選任について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて
 - (6) 専決処分の承認を求めることについて
 - (7) 専決処分の承認を求めることについて
 - (8) 専決処分の承認を求めることについて
 - (9) 工事請負契約について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和５年壮瞥町議会第４回臨時会会議録

○議事日程（第１号）

令和５年５月２３日（火曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 議案第２６号ないし議案第３４号について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	大野博雄	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	庵	匡君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	木下	薫君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	庵	匡君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和５年壮瞥町議会第４回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において

１番 山本 勲君 ２番 加藤正志君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第２６号ないし議案第３４号について

○議長（森 太郎君） 日程第３、議案第２６号ないし議案第３４号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和５年第４回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第２６号から議案第３４号までの９件であります。その内容についてご説明いたします。

議案第２６号 固定資産評価員の選任について。

固定資産評価員は、地方税法第４０４条第１項の規定により町長の指揮を受けて固定

資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するために設置するもので、これまで評価員を務めていた税務会計課長の小野寺寿勝氏が令和5年3月31日付で退職となったため、その後任として4月1日付で異動した税務会計課長の犬野博雄氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、2ページになります。議案第27号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

3ページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき案件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和5年3月31日となります。

4ページになります。本件につきましては、令和5年度税制改正の大綱に基づいて、令和5年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、壮瞥町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の概要についてであります。改正のポイントは大きく5点あり、1点目は森林環境税の導入に伴う改正、2点目は地方税法の規定の新設に伴う条例の規定の新設、3点目は法律改正に伴う条例の改正、4点目は臨時的軽減措置の期限到来に伴う条文の削除、5点目は施行規則様式の新設に伴う新たな様式の追加であります。

その改正内容になりますが、同条例第33条の9第2項では、森林環境税の導入に伴い、配当割額または株式等所得割額が町民税の所得割から控除できない金額を森林環境税に充てる規定を加えるものであります。

第35条の3の2では、第2項を新設し、給与所得者の扶養親族等申告書を簡素化する規定を加えるものであります。

第37条では、第3項を新設し、森林環境税の導入に伴う賦課徴収の規定を整備するものであります。

第40条では、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を加えるものであります。

第42条の2では、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含むことを規定しております。

5ページになります。第43条の2第1項では、給与の支払いを受けなくなって特別徴収ができなくなった場合に給与所得に係る所得割額及び均等割額を普通徴収の税額に繰り入れて徴収することを規定しており、同条第2項では当該納税者の未納に

係る徴収金がある場合には、その未納の徴収金に充てることを規定しております。

第 43 条の 3 では、公的年金から特別徴収でも公的年金に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含むことを規定しております。

第 43 条の 7 第 1 項では、公的年金の支払いを受けなくなって特別徴収ができなくなった場合に公的年金に係る所得割額及び均等割額を普通徴収の税額に繰り入れて徴収することが規定されており、同条第 2 項では当該納税者の未納に係る徴収金がある場合には、その未納の徴収金に充てることを規定しております。

第 77 条では、施行規則の改正によりミニカー区分から 3 輪以上の特定小型原動機付自転車を除外することにより、一般の原動機付自転車と同じ税率区分とするものであります。

附則第 8 条では、肉用牛の売却による町民税の課税の特例が令和 6 年度から令和 9 年度へと適用期限を延長するものであります。

附則第 10 条では、法律改正により法附則第 64 条を削ったことに伴い、条例から削除するものであります。

附則第 10 条の 2 では、6 ページ中段までこれは続きますが、法律改正による項ずれの反映と大規模改修等が行われたマンションに対する税額の減額措置が新設されたことに伴い、対応する条文を新設するものであります。

附則第 10 条の 3 では、7 ページ 2 行目まで続きますが、附則第 10 条の 2 に新設された税額の減額措置を受けるための申告を規定する条文を新設しております。

附則第 10 条の 4 では、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用期限を令和 5 年度分及び令和 6 年度分に延長するものであります。

附則第 10 条の 5 では、平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用期限を令和 5 年度分及び令和 6 年度分に延長するものであります。

附則第 15 条の 2 の 2 では、軽自動車税の環境性能割について不正を行った自動車メーカーを納税者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を 100 分の 10 から 100 分の 35 に引き上げるものであります。

附則第 16 条では、軽自動車税の種別割グリーン化特例の適用期限を 3 年間、25% 軽減対象については 2 年間延長するものであります。

附則第 16 条の 2 では、軽自動車税の種別割について不正を行った自動車メーカーを納税者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を 100 分の 10 から 100 分の 35 に引き上げるものであります。

8 ページになります。附則第 17 条の 2 では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関する課税の特例の適用期限を 3 年間延長するものであります。

改正条例の附則第 1 条では、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、同条第 1 号では第 77 条第 1 号二の特定小型原動機付自転車を一般の

原動機付自転車と同一の税率区分とする規定及び附則第 4 条第 1 項のうち附則第 16 条の 2 第 3 項の規定を除いて令和 5 年 7 月 1 日に施行することとしております。

また、同条第 2 号では、森林環境税の導入に関する第 33 条の 9 第 2 項及び第 37 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 40 条、第 42 条の 2、第 43 条の 2、第 43 条の 3 及び第 43 条の 7 の改正規定並びに不正を行ったメーカーから不足する軽自動車税の環境性能割を徴収する際の加算金の割合を変更する附則第 15 条の 2 の 2 の改正規定、同様に不正を行ったメーカーから不足する軽自動車税の種別割を徴収する際の加算金の割合を変更する附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定について、令和 6 年 1 月 1 日から施行することとしております。

同条第 3 号では、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化を図る第 35 条の 3 の 2 の改正規定及び個別の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書の簡素化を図る第 35 条の 3 の 3 の改正規定については、令和 7 年 1 月 1 日から施行することとしております。

第 2 条では、町民税に関する経過措置について規定しており、同条第 1 項では附則第 1 条第 2 号に掲げる規定のうち、個人の町民税に関する部分は令和 6 年度分以降について適用し、令和 5 年度分までは、なお従前の例によることとしております。

同条第 2 項では、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化を図る第 35 条の 3 の 2 の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける給与について提出する申告書から適用し、それ以前に支払いを受ける給与について提出する申告書については、なお従前の例によることとしております。

第 3 条では、固定資産税に関する経過措置について規定しており、同条第 1 項では次項に定めるものを除き、令和 4 年度分までのものについては、なお従前の例によることとし、第 2 項では令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに中小企業等が取得した特例対象資産をリース取引により引き渡して使用させるものに対して課される固定資産税については、なお従前の例によることとしております。

第 4 条では、軽自動車税に関する経過措置について規定しており、同条第 1 項では特定小型原動機付自転車の税率区分の変更及び不正により認定を取り消された場合の加算金の割合の変更を令和 6 年度分以降の軽自動車税種別割に適用し、令和 5 年度分までは、なお従前の例によることとしております。

同条第 2 項では、9 ページ 8 行目まで続きますが、令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに取得された自家用の 3 輪以上の軽自動車の環境性能割については、なお従前の例によることとしております。

同条第 3 項では、令和 6 年 1 月 1 日以後に取得された軽自動車に課されるべき環境性能割について、不正により認定を取り消された場合の加算金の割合の変更を適用し、それ以前に取得された 3 輪以上の軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によることとしております。

同条第4項では、附則第16条の軽自動車税の種別割の税率区分の変更等は令和5年度分から適用し、令和4年度分までは、なお従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

10ページになります。続きまして、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

11ページに専決処分書がございます。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第17号）について。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額42億6,075万9,000円から歳入歳出それぞれ3,674万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,401万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和5年3月31日となります。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。26ページになります。議会費、議会費、議会費で99万4,000円の減額となります。議会一般になりますが、議員期末手当で33万6,000円、議長交際費で30万円、筆耕翻訳料で35万8,000円の減額となります。いずれも給与改定やコロナ禍による各種行事等の中止等に伴い、執行残を整理するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で272万8,000円の減額となります。その内訳になりますが、一般管理事業で普通旅費で15万円、特別旅費で15万円、特別職施策推進事業の普通旅費で40万円、町長交際費で30万円、役場庁舎内機器管理経費の通信運搬費で30万円、役場庁舎等クラウドPBX導入環境整備委託料で60万円、クラウドPBXスマートフォン購入費で52万8,000円、職員研修事業の特別旅費で30万円を減額するもので、いずれも入札減や実績により執行残を整理するものであります。

防災諸費で10万円の減額となります。防災諸費一般経費のコミュニティーFM放送局事業負担金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

財産管理費の公共施設管理事業（指定管理者施設）になりますが、コロナ禍による収入減少の影響が大きいゆーあいの家等の指定管理者に対して、公共サービスの維持を目的とした経営支援を行うため、指定管理施設休業補償金の執行残を運営管理維持支援金に振り替えて支出したものであります。

27 ページになります。財政費、財政調整基金費で 4,575 万 2,000 円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、歳入歳出予算の差額分を調整するものであります。

ふるさと応援基金費で 922 万 3,000 円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと応援寄附金の実績額の確定に伴い、必要経費を整理した上で追加するものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 100 万円の減額となります。戸籍住民基本台帳費の通信運搬費になりますが、マイナンバーカードの郵送方法の変更に伴い、送料単価が下がったことなどにより減額するものであります。

選挙費、北海道知事及び道議会議員選挙費についてですが、道委託金の確定に伴い財源を整理するものであります。

28 ページになります。企画費、企画費で 1,283 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、地域公共交通対策事業では実績額の確定に伴い、壮瞥町地域公共交通確保維持改善協議会負担金で 67 万 1,000 円、生活バス運行維持費補助金で 52 万 6,000 円を減額するものであります。次に、ふるさと納税事業ではふるさと応援寄附金の実績額の確定に伴い、会計年度任用職員報酬で 20 万円、ふるさと納税特産品で 535 万 3,000 円、費用弁償で 1 万 5,000 円、印刷製本費で 20 万 7,000 円、通信運搬費で 38 万 3,000 円、手数料で 153 万 6,000 円を減額し、消耗品費を 4 万 9,000 円追加するものであります。次に、定住促進・まちづくり推進事業では、持家住宅取得奨励金（商工会商品券）で 70 万円、持家住宅取得奨励交付金で 80 万円を減額するものでありますが、いずれも実績により執行残を整理するものであります。次に、地域おこし協力隊事業では、会計年度任用職員報酬で 109 万 1,000 円、社会保険料で 41 万 3,000 円、普通旅費で 71 万 3,000 円、機械器具費等で 27 万 6,000 円をそれぞれ減額するものでありますが、当初の見込みより報酬に含まれている時間外勤務手当が減少したことや、コロナ禍で出張や研修機会が減少したことなどにより執行残を整理するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 464 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、胆振線代替バス運行維持費補助事業では、代替バス運行維持費補助金で 177 万 9,000 円の減額となりますが、バス事業者に対してコロナ禍の影響を考慮した国や北海道の補助金が追加交付されたことに伴い、町補助金を整理するものであります。また、代替バス車両更新費補助金で 218 万 7,000 円の減額となりますが、実績により執行残を整理するものであります。通学定期補助事業の通学定期補助金で 67 万 6,000 円の減額となりますが、実績により執行残を整理するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 200 万円の減額となります。その内訳になりますが、町営温泉施設等利用料負担金で 160 万円、福祉灯油購入助成事業の福祉灯油購入助成費で 40 万円、実績により執行残を減額するものであります。

子ども医療費では、財源区分の変更となります。地方債を 10 万円減額し、一般財源を同額で増額するものであります。

29 ページになります。老人福祉費、老人福祉総務費で 49 万円の減額となります。緊急通報システム管理委託事業の緊急通報システム管理委託料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

心身障害者福祉費、心身障害者特別対策費で 83 万 9,000 円の減額となります。その内訳になりますが、重度心身障害者医療費助成事業の重度心身障害者医療扶助費では、実績により 90 万円を減額し、身体障害児支援費事業では対象人数の増加に伴う胆振西部児童デイサービスセンター補助金の不足分 6 万 1,000 円を追加するものであります。

障害者自立支援費で 300 万円の減額となります。障害者自立支援給付等事業の介護給付・訓練等給付費扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

地域生活支援事業費についてですが、国庫補助金の確定に伴い財源を整理するものであります。

児童福祉費、児童福祉総務費で 132 万円の減額となります。結婚新生活支援事業になりますが、実績がなかったため減額するものであります。

児童措置費で 470 万 8,000 円の減額となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、会計年度任用職員の採用数が予定の人員に満たなかったことなどにより、会計年度任用職員報酬で 305 万 6,000 円、会計年度任用職員期末手当で 55 万 7,000 円、社会保険料で 67 万 1,000 円、費用弁償で 32 万 9,000 円、普通旅費で 9 万 5,000 円を減額するものであります。

30 ページになります。衛生費、保健衛生費、予防費で 62 万 5,000 円の減額となります。各種がん検診事業経費になりますが、各種がん検診委託料で 46 万 4,000 円、結核・肺がん検診委託料で 16 万 1,000 円、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

環境衛生費で 39 万 6,000 円の減額となります。環境衛生運営の蜂駆除用防護服購入費になりますが、令和 4 年度は購入の必要がなくなったため減額するものであります。

温泉管理費で 335 万 4,000 円の減額となります。地熱エネルギー維持管理費になりますが、光熱水費で 130 万円、弁景温泉供給施設高効率化改修実施設計委託料で 55 万円、弁景泉源資源量調査委託料で 148 万 5,000 円、国道 453 号支障物件移設修正設計委託料で 1 万 9,000 円、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

清掃費、し尿処理費で 75 万円の減額となります。し尿処理管理の伊達市し尿等処理事務委託負担金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

農林水産業費、農業費、農業委員会費で 4,000 円の減額となります。農業委員会活

動促進事業の通信運搬費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

農業振興費で 38 万 3,000 円の減額となります。一般農政事業の持続的農業経営推進事業補助金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

農地費で 30 万円の減額となります。農地一般事業の手数料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

31 ページになります。林業費、林業振興費で 120 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、有害鳥獣関係の害獣駆除委託料で 100 万円、森林環境譲与税関係で通信運搬費で 1 万 3,000 円、森林 G I S 保守管理委託料で 5,000 円、森林意向調査委託料で 19 万円、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

林道維持費で 73 万 1,000 円の減額となります。林道維持補修経費の町有重機運転委託料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

森林環境譲与税基金費で 75 万 4,000 円の減額となります。森林環境譲与税基金積立金になりますが、森林環境譲与税額の確定に伴い整理するものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で 118 万 2,000 円の減額となります。壮瞥町商工会補助金になりますが、新採用職員の人件費減に伴い執行残を整理するものであります。

観光費で 272 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、昭和新山国際雪合戦事業の補助金で 150 万円、特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業の補助金で 122 万 8,000 円、いずれもコロナ禍に伴う事業縮小などにより執行残を整理するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 711 万 5,000 円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、光熱水費で 388 万 9,000 円、除雪機械運転委託料で 32 万円、いずれも実績により減額となります。次に、除排雪業務委託料についてですが、令和 4 年度は平年に比べて降雪量が多く、さらに低温の日が続いたことから増額補正をしておりましたが、1 月と 2 月の降雪量と低温が影響し、3 月に実施した民地へ堆積している雪の量が多く、排雪作業に時間を要したため 1,075 万 7,000 円を追加するものであります。また、砂まき業務委託料についてですが、2 月以降の気温は寒暖差が大きい日もあり、早朝の路面凍結が顕著で稼働時間が増加したことから 56 万 7,000 円を追加するものであります。なお、臨時道路除雪事業費補助として追加配分された国庫支出金等の 1,574 万 8,000 円を充当した上で財源を整理しております。

道路新設改良費で 106 万 5,000 円の減額となります。道路新設改良費の土地購入費になりますが、社会資本整備総合交付金の配分額に応じて事業を執行した実績により整理するものであります。

河川費、河川総務費で 46 万 1,000 円の減額となります。河川維持経費の修繕料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

32 ページになります。水道費、水道費で 302 万 8,000 円の減額となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い整理をする

ものであります。

下水道費、下水道費で 173 万 4,000 円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金の集落排水事業繰り出し分になりますが、集落排水事業特別会計の補正に伴い整理をするものであります。

浄化槽費で 258 万 6,000 円の減額となります。合併処理浄化槽整備事業になります。が、浄化槽設置等の実績がなかったため、合併処理浄化槽設置費補助金で 231 万 6,000 円、単独処理浄化槽撤去費補助金で 27 万円を減額するものであります。

住宅費、住宅建設費で 1,097 万 2,000 円の減額となります。公営住宅等整備事業になります。が、しらかば団地屋上防水改修、外壁塗装工事で 701 万円、蟠溪団地除却工事で 396 万 2,000 円、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 79 万円の減額となります。学校給食運営事業の委託料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

小学校費、学校管理費で 30 万 4,000 円の減額となります。スクールバス運行事業の修繕料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

中学校費、学校建設費で 308 万 1,000 円の減額となります。壮瞥中学校建て替え事業になりますが、壮瞥中学校外構設計委託料で 101 万 2,000 円、同じく地質調査委託料で 103 万 3,000 円、補償金で 103 万 6,000 円、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

33 ページになります。高等学校費、高等学校総務費で 100 万円の減額となります。高等学校教育振興事業の通学費補助金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

地域農業科実習費で財源区分の変更になりますが、各種販売実習の中止に伴い、高等学校生産物売払代を 100 万円減額し、一般財源を同額で追加するものであります。

国際交流費、国際交流費で 549 万 4,000 円の減額となります。中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業になりますが、中学生フィンランド国派遣事業代替事業委託料で 517 万 2,000 円、自動車借り上げ料で 32 万 2,000 円、いずれも事業中止に伴い減額するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で 283 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、社会体育推進事業のオロフレスキー場施設使用料で 55 万 4,000 円、スポーツによる地域活性化推進事業の委員報酬で 30 万円、会計年度任用職員報酬で 89 万 1,000 円、費用弁償で 20 万円、普通旅費で 32 万 9,000 円、いずれも実績により執行残を整理するもので、体育施設整備運営事業の壮瞥中学校プール管理監視手数料については、プール開放事業の中止に伴い 57 万 8,000 円を減額するものであります。

給与費、給与費、給与費で 660 万円の減額となります。一般職給で 110 万円、管理職手当で 30 万円、時間外勤務手当で 120 万円、期末勤勉手当で 40 万円、職員共済組合納付金で 190 万円、同じく特別納付金で 90 万円、職員退職手当組合納付金で 80 万

円、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

34 ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費では、臨時交付金充当事業の実績見込みを踏まえた財源区分の変更を行うもので、国庫支出金を 26 万 6,000 円増額し、一般財源を同額で減額するものであります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で 1,180 万円の減額となります。その内訳になりますが、商工業振興緊急対策事業の壮瞥町起業化促進補助金で 110 万円、地域経済活性化事業の特別旅費で 40 万円、ビジット昭和山山キャンペーン事業補助金で 110 万円、緊急雇用対策事業の会計年度任用職員報酬で 170 万円、高齢者世帯等生活支援事業の高齢者世帯等生活支援給付金で 40 万円、物価高騰対策商品券配付事業の物価高騰対策商品券で 70 万円、通信運搬費で 30 万円、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 150 万円、肥料等高騰緊急対策事業の肥料等高騰緊急対策事業補助金で 180 万円、農林業者エネルギー価格高騰対策事業の農林業者エネルギー価格高騰対策交付金で 30 万円、次の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）給付事業の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で 250 万円、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症教育対策費では、臨時交付金充当事業の実績見込みを踏まえた財源区分の変更を行うもので、国庫支出金で 11 万 5,000 円を増額し、一般財源を増額で減額するものであります。

20 ページになります。歳入についてであります。歳入では、町税、町民税、個人で 1,059 万円、法人で 229 万円を追加するものであります。いずれも現年課税分について実績により整理をするものであります。

固定資産税、固定資産税で 282 万円の追加となります。現年課税分について、実績により整理をするものであります。

町たばこ税、町たばこ税で 270 万円の追加となります。実績により整理をするものであります。

入湯税、入湯税で 1,224 万円の追加となります。実績により整理をするものであります。

地方譲与税、森林環境譲与税、森林環境譲与税で 75 万 4,000 円の減額となります。実績により整理をするものであります。

法人事業税交付金、法人事業税交付金、法人事業税交付金で 159 万円の追加となります。実績により整理をするものであります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で 642 万円の追加となります。実績により整理をするものであります。

環境性能割交付金、環境性能割交付金、環境性能割交付金で 47 万 9,000 円の追加

となります。実績により整理をするものであります。

21 ページになります。地方交付税、地方交付税、地方交付税で 2,146 万 9,000 円の追加となります。特別交付税の交付額が 2 億 2,146 万 9,000 円で確定したことによる整理であります。

使用料及び手数料、使用料、農林水産使用料で 45 万円の減額となります。農業研修シェアハウス使用料について実績により整理をするものであります。

土木使用料で 266 万 7,000 円の減額となります。住宅使用料現年分で 403 万 2,000 円の減額、住宅使用料滞納分で 136 万 5,000 円の追加となりますが、入退去や収入階層の変化、滞納者の納付等の実績により整理をするものであります。

手数料、教育手数料で 80 万円の減額となります。高校授業料について、実績により整理をするものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 114 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、障害者補装具給付費負担金で 200 万円の追加、介護給付・訓練等給付費負担金で 362 万 5,000 円の減額、障害児施設給付費負担金で 48 万円の追加となります。いずれも実績により整理をするものであります。

22 ページになります。国庫補助金、総務費補助金で 193 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、個人番号カード交付事務費補助金で 318 万 8,000 円の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で 125 万 1,000 円の追加となります。いずれも補助金額の決定により整理をするものであります。

民生費補助金で 314 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、地域生活支援事業費補助金で 64 万 2,000 円の減額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金で 250 万円の減額となります。いずれも補助金額の決定により整理をするものであります。

土木費補助金で 1,466 万 8,000 円の追加となります。その内訳になりますが、道路橋梁費補助金分の社会資本整備総合交付金で 125 万 2,000 円の減額、臨時道路除雪事業費補助として追加配分された道路局所管補助金で 1,700 万円の追加、循環型社会形成推進交付金で 44 万 1,000 円の減額、単独処理浄化槽撤去費交付金で 9 万円の減額、住宅費補助金分の社会資本整備総合交付金で 54 万 9,000 円の減額となり、いずれも実績により整理をするものであります。

教育費補助金で 172 万円の減額となります。地方スポーツ振興費補助金について、実績により整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 6,000 円の追加となります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が確定したことによる整理であります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 57 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、障害者補装具給付費負担金で 100 万円の追加、介護給付・訓練等給付

費負担金で 181 万 2,000 円の減額、障害児施設給付費負担金で 24 万円の追加となります。いずれも実績により整理をするものであります。

23 ページになります。道補助金、民生費補助金で 51 万円の減額となります。その内訳になりますが、高齢者等生活支援事業費補助金で 54 万円の追加、重度心身障害者医療費助成事業補助金の医療費で 45 万円の減額、地域少子化対策重点推進交付金で 60 万円の減額となります。いずれも補助金額の決定により整理をするものであります。

衛生費補助金で 99 万円の減額となります。地熱資源利用促進事業費補助金について、実績により整理をするものであります。

農林水産業費補助金で 3,001 万 7,000 円の減額となります。その内訳になりますが、農業委員会活動促進事業交付金で 3 万 4,000 円の減額、地域づくり総合交付金については、補助対象事業の中止に伴う申請取下げにより 3,000 万円の減額、農地利用最適化交付金で 1 万 7,000 円の追加となります。いずれも実績により整理をするものであります。

教育費補助金で 170 万円の減額となります。地域づくり総合交付金になりますが、中学生フィンランド国派遣事業代替事業の中止に伴い減額するものであります。

委託金、総務費委託金で 50 万 1,000 円の追加となります。北海道知事及び道議会議員選挙費委託金について、実績により整理をするものであります。

財産収入、財産売払い収入、物品売払い収入で 100 万円の減額となります。高等学校生産物売払代について、実績により整理をするものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 257 万 8,000 円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと応援寄附金では実績により 157 万 8,000 円を追加するものであります。企業版ふるさと納税寄附金では 100 万円の追加となります。本社が札幌にあるホクレン農業協同組合連合会様からいただいた寄附金を追加するものであります。なお、寄附法人の意向に沿い、企画費の定住促進・まちづくり推進事業に活用させていただくこととして当該事業に充当するものであります。

24 ページになります。繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 396 万 6,000 円の減額となります。実績により整理するものであります。

国際交流基金繰入金で 69 万 4,000 円の減額となります。中学生フィンランド国派遣事業の代替事業中止に伴う事業費の減額による整理であります。

森林環境譲与税基金繰入金で 20 万 8,000 円の減額となります。実績により整理をするものであります。

財政調整基金繰入金で 5,332 万 2,000 円の減額となります。

ふるさと応援基金繰入金で 310 万円の減額となります。令和 4 年第 2 回定例会において、ふるさと応援寄附金を寄附者の意向に沿い、中学生フィンランド国派遣事業に 310 万円充当しておりましたが、その代替事業中止に伴う事業費の減額により整理を

するものであります。

諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金で 139 万 4,000 円の追加となります。諸税滞納延滞金について、実績により整理をするものであります。

雑入、雑入で 470 万 1,000 円の追加となります。その内訳になりますが、保健・介護一体的実施推進事業補助金で 132 万 1,000 円の追加、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金で 53 万 3,000 円の減額、その他雑入として旧蟠溪ふれあいセンターの屋根修繕料に対する建物災害共済金 393 万 3,000 円の追加、国道 453 号支障物件移設修正設計補償費で 2 万円の減額となります。いずれも実績により整理をするものであります。

25 ページになります。町債、町債、総務債で 50 万円の減額となります。その内訳になりますが、コミュニティーFM放送局事業で 10 万円の減額、街路灯運営事業で 30 万円の追加、通学定期補助事業で 70 万円の減額となります。いずれも実績により整理をするものであります。

次に、民生債で 50 万円の追加となります。その内訳になりますが、町営温泉施設等利用料負担事業で 110 万円の追加、子ども医療費助成事業で 10 万円の減額、緊急通報システム管理委託事業で 50 万円の減額となります。いずれも実績により整理をするものであります。

次に、商工債で 150 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業について、実績により整理をするものであります。

次に、土木債で 1,000 万円の減額となります。その内訳になりますが、公営住宅改修事業で 760 万円の減額、公営住宅除却事業で 240 万円の減額となります。いずれも実績により整理をするものであります。

次に、教育債で 100 万円の減額となります。壮瞥高等学校通学費助成事業について、実績により整理をするものであります。

35 ページからの給与費明細書については、後ほどご照覧いただきたいと思います。

12 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、今説明を申し上げました内容の再掲でありますので、説明は省略します。

16 ページになりますけれども、第 2 表、地方債補正では変更で、コミュニティーFM放送局事業、限度額 300 万円を限度額 290 万円、街路灯運営事業、限度額 280 万円を限度額 310 万円、通学定期補助事業、限度額 500 万円を限度額 430 万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 700 万円を限度額 810 万円、子ども医療費助成事業、限度額 390 万円を限度額 380 万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額 80 万円を限度額 30 万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 570 万円を限度額 420 万円、公営住宅改修事業、限度額 1,430 万円を限度額 670 万円、公営住宅除却事業、限度額 750 万円を限度額 510 万円、壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 240 万円を限度額 140 万円にそれぞれ変更するものであります。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は 11 時 5 分といたします。
休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） それでは、提案理由を続行させていただきたいと思いますが、その前に先ほどの提案理由説明の中で議案書 33 ページの項 7 保健体育費で、保健体育総務費の中で減額の金額を 285 万 2,000 円を私 283 万円と申し上げたようでございまして、正しくは 285 万 2,000 円の減額でありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、議案書の 39 ページになります。議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

40 ページに専決処分書がございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 8,706 万円から歳入歳出それぞれ 3,678 万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,028 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 5 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。45 ページになります。総務費、総務管理費、連合会負担金で 2 万 4,000 円の追加となります。連合会負担金の北海道国民健康保険団体連合会負担金になりますが、システム改修経費に係る町負担分を追加するものであります。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 3,450 万円の減額となります。一般被保険者療養給付費の療養給付費保険者負担分について、実績を見込んで整理をするものであります。

一般被保険者療養費で 60 万円の減額となります。一般被保険者療養費の療養費保険者負担分について、実績を見込んで整理をするものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 350 万円の減額となります。一般被保険者

高額療養費の高額療養費保険者負担分について、実績を見込んで整理をするものであります。

出産育児諸費、出産育児一時金で 126 万円の減額となります。出産育児一時金について、実績を見込んで整理をするものであります。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分で 316 万円の減額となります。事業費納付金（一般被保険者医療給付費分）になりますが、実績により整理をするものであります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で 663 万 3,000 円の追加となります。基金積立金の国民健康保険事業基金積立金について、歳入歳出予算の差額分を調整するものであります。

46 ページになります。諸支出金、償還金及び還付加算金、療養給付費等負担金償還金で 41 万 7,000 円の減額となります。療養給付費等負担金償還金になりますが、実績により整理をするものであります。

44 ページになります。歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 308 万円の追加となります。その内訳になりますが、医療給付費分現年課税分で 252 万 2,000 円の追加、後期高齢者支援金分現年課税分で 35 万 3,000 円の減額、介護給付金分現年課税分で 91 万 1,000 円の追加となります。いずれも実績を見込んで整理をするものであります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 3,986 万円の減額となります。保険給付費等交付金（普通交付金）になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

41 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

次に、47 ページ、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

48 ページに専決処分書があります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）。

令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 2,006 万 9,000 円から歳入歳出それぞれ 522 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,484 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和 5 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。54 ページになります。総務費、総務管理費、維持費で 207 万 8,000 円の減額となります。維持費になりますが、光熱水費で 70 万円、水道施設水質計器点検整備委託料で 2 万 2,000 円、配水池清掃委託料で 11 万円、水道施設除草作業委託料で 1 万 3,000 円、簡易水道水質検査委託料で 38 万 1,000 円、簡易水道検針委託料で 6 万 4,000 円、水道メーター器取替え工事で 39 万 8,000 円、機械器具費で 39 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

施設費、施設費、建設改良費で 270 万 6,000 円の減額となります。建設改良費の国道 453 号水道施設移設工事になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

給水工事費で 44 万円の減額となります。給水工事費の給水工事になりますが、実績がなかったことにより減額するものであります。

53 ページ、歳入では使用料及び手数料、使用料、使用料で 48 万 1,000 円の追加となります。水道使用料現年分になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 302 万 8,000 円の減額となります。歳出補正に伴い、整理をするものであります。

諸収入、雑入、雑入で 32 万 3,000 円の追加となります。国道 453 号水道施設移設補償費の額の確定に伴い、整理をするものであります。

町債、町債、衛生債で 300 万円の減額となります。簡易水道施設整備事業の実績により整理をするものであります。

49 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

50 ページの第 2 表、地方債補正では、変更で簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 110 万円を限度額 9,810 万円に変更するものであります。

続きまして、議案第 31 号、55 ページになります。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

56 ページになりますが、専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 4 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）。

令和４年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額１億８,８００万円から歳入歳出それぞれ４６３万８,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８,３３６万２,０００円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和５年３月３１日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。６２ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で１１９万９,０００円の減額となります。集落排水一般管理費になりますが、地方公営企業会計法適用化委託料で６１万円、地方公営企業法適用化負担金で５８万９,０００円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

集落排水施設管理費で１７６万５,０００円の減額となります。集落排水施設管理費になりますが、光熱水費で６８万３,０００円、手数料で５１万１,０００円、処理施設保守管理委託料で３５万９,０００円、管路施設保守管理委託料で２１万２,０００円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

集落排水施設費、集落排水整備費で１６７万４,０００円の減額となります。集落排水整備費になりますが、仲洞爺地区農業集落排水施設設備更新実施設計委託料で７１万円、公共ます等設置工事で９６万４,０００円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

６１ページになります。歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で９４万９,０００円の減額となります。下水道使用料現年分になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

国庫支出金、国庫補助金、国庫補助金で３５万５,０００円の減額となります。農業集落排水事業の実績により整理をするものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で１７３万４,０００円の減額となります。集落排水事業繰入金について、歳出補正に伴い整理をするものであります。

町債、町債、集落排水債で１６０万円の減額となります。農業集落排水施設整備事業の実績により整理をするものであります。

５７ページの第１表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

５８ページ、第２表、地方債補正では、変更で農業集落排水施設整備事業、限度額２,１８０万円を限度額２,０２０万円に変更するものであります。

次に、議案第３２号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

64 ページに専決処分書があります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）について。

令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 51 億 5,300 万円から歳入歳出それぞれ 203 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 5,503 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 5 年 4 月 26 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。68 ページになります。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で 203 万 5,000 円の追加となります。災害復旧費の修繕料になりますが、令和 5 年 4 月 26 日の降雨と融雪水により増水した影響で、学校沢川の河岸が浸食され、その上部にある耕作地への作業道の路肩法面が幅で約 9 メーター、高さが約 5 メートルの規模で崩落したため、これからの農作業に支障とならないよう緊急的に対策を行うこととしたものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 203 万 5,000 円の追加となります。

65 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

70 ページに専決処分書がございます。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）について。

令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 51 億 5,503 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 141 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 5,644 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和５年５月１５日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。74 ページになります。農林水産業費、農業費、農地費で 141 万円の追加となります。農地一般事業の修繕料になりますが、立香 192 番地 9 の畑に布設している農業用排水路の下流部の一部区間が劣化により損傷しており、また水路に面した法面が鹿の侵入等により崩落して水路内に土砂が堆積し、排水が圃場に溢流し、作付に影響があるため必要な補修工を行うもので、春季の作付の影響を最小限にするため、緊急的に対策を行うこととしたものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 141 万円の追加となります。

71 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 34 号 工事請負契約について。

令和５年５月 12 日指名競争入札に付した、仲洞爺地区水道施設整備工事（２工区）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的、仲洞爺地区水道施設整備工事（２工区）。契約の方法、指名競争入札。契約金額、6,820 万円。契約の相手方、道栄・壮建特定建設工事共同企業体、代表者、有珠郡壮瞥町字滝之町 283 番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三、構成員、有珠郡壮瞥町字滝之町 423 番地 26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦。

この工事につきましては、仲洞爺地区の水道水を安定的に供給するため、水道管路施設を整備するもので、工期は令和５年９月 29 日までとしております。

指名競争入札に付した業者は全部で 4 社となりますが、1 社が町内業者で構成する特定建設工事共同企業体で、3 社が町外業者となっております。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 26 号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 固定資産評価員の選任については原案のとおり同意するこ

とに決定しました。

日程第3のうち、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、一般8ページ。

7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 戸籍住民基本台帳費のところで、説明ではマイナンバーカードの郵送方法の変更に伴って送料単価が下がったということでありましたけれども、この変更、郵送方法をどういう形で変更して単価が下がったのか、それをちょっと説明をお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの郵送方法の変更ということだったのですが、もともとは実は送るときに簡易書留プラス本人限定郵便というのがあったのですが、簡易書留プラス本人限定郵便というので送ろうかというふうに考えてはいたのですが、結果としてそこまではする必要はないだろうということで、本人限定郵便をやめまして、通常の簡易書留というところに変更したものです。この本人限定郵便にすると、さらに210円かかるのですが、それがなくなった分少し下げられているということになっております。ほかにもいろいろあるのですが、主な理由としては以上となります。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 9 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 9 ページの民生費、社会福祉総務費で伺いたいと思います。

まず、1 点目として今回町営温泉等の利用料負担金が予算よりも 160 万減額になっておりますけれども、この減額の要因は何か。そして、これは直接予算には関係ありませんけれども、公衆浴場法によって町内の温泉施設はその料金と一緒に設定しているのですけれども、つい最近というよりも、4 年度で料金の改定があったと思うのですけれども、この改定された金額について町のほうではその後提案されておられませんけれども、どのような考えでいるのか。

それから、その下の福祉灯油購入助成事業で、多分去年の補正予算で 26 円の 100 で 2,600 円の 200 世帯分たしか補正したのですけれども、今回補正金額よりは少ないのですけれども、40 万円の減額の提案ですけれども、この減額に至った経緯、このことについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、町営温泉施設の利用料の関係なのですけれども、下がった要因ということなのですけれども、もともと実は令和 4 年度の当初予算で見込みとして 3 万 1,650 人、約 3 万 1,000 人強、3 万 2,000 人弱の予定をしておりました。実際は 2 万 6,040 人ということで 5,000 人ほど減ったということで減額したということになるのですけれども、下がった要因といたしますか、これちょっと一概には実は分析はしていないのですけれども、人口の減少であったりとか、コロナということもあって、そういう感じで減っているのではないかとということで、もともと予算取っていたのは 3 万 1,650 人分予算を取っていたのですけれども、結果として 2 万 6,000 人の実績だったということであります。

それと、福祉灯油の関係で、これも下がった要因ということなのですけれども、議員おっしゃるとおり前回の前の議会で増額補正しまして 123 円、126 円でしたか、ということで補正をさせていただきました。もともと 200 世帯ということで予算を立てていたのですけれども、こちら実際にその申請、実際の実績は 163 世帯ということで、大体 37 世帯減ったということがあって、その実績に合わせて減額補正しているということで、実際が下がったので、それに合わせて補正をしたということであります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ご質問の中で令和 4 年度に公衆浴場の料金が引き上がったと、それについて今後町

営温泉についてはどのようにするのかというようなご質問があったかと思いますが、確かに昨年の 10 月に統制額という標準額が引上げをされております。また、当町においてはそれに先立って 4 月の段階から条例を改正して料金を引き上げております。あくまでもその統制額は目安にしながらも、全くそれに同一で引上げを行っていくというのは今までも実はやっておりませんので、今後様々なものを分析をしながら引き上げていく可能性はもちろんありますけれども、現段階ではまだ上げて 1 年というところでございますので、今すぐの引上げというところまでは検討はしていないというところでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、一般 10 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、一般 11 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 11 ページの農業費、この中で、これは歳入のほうにも絡んでくるのですけれども、道支出金が 3,000 万減額しておりますし、これ 3,000 万もしも入ったら、どのような事業を取り組む形で予算計上したのでしょうか。というのは、議会始まる前に予算書頂いたものですから、私自身で当初予算どのような形で予算を計上したか調べることができませんでしたので、この 3,000 万道支出金が減ったということは、何かこれを原資として取り組もうとした事業が取り組めなかったのかどうか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

道支出金 3,000 万に関しましては、道の間接補助事業であります地域づくり交付金の事業を活用する予定だったものが道の事業を取り下げたという部分で、その部分を減額させていただいております。

本件に関しましては、令和 4 年 7 月に壮瞥町麦機械利用組合が総事業費 6,600 万円で地域づくり総合交付金 3,000 万円を活用して農業機械を購入する事案で、導入後農作業に機械を使用したところです。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 確認ですけれども、そうすると 6,000 万の事業を取り下げたと理解してよろしいのですね。取り組まなかったという理解でよろしいのですね。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 12 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 13 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 14 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般 15 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 2 ページ。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 一般 2 ページの土木使用料、これで現年度、4 年度の住宅未納額が 403 万 2,000 円、4 年度の現年度の予算がどれだけ計上されたかちょっと分かりませんが、この 403 万 2,000 円というのは世帯数にするとどの程度の世帯数が未納だったのか。

それから、住宅使用料の滞納分ですけれども、136 万 5,000 円、壮瞥町には 1,000 万近いதாக住宅使用料の未納額があるのでないかと思いますけれども、136 万 5,000 円というのはパーセントにするとそんな大きな収入ではありませんけれども、この未納に対する町の努力、どのような取組をしてきたかについても伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

歳入の令和 4 年度現年分の 400 万、これにつきましては最初予算時に想定される調定額というものを算定しておりまして、それにつきましては入退去を繰り返したりですとか、現在住まわれている方々の所得の変動とかにより家賃も変動するものでございまして、そういった点で当初予算を見込んでいたものよりも使用料が減るという見込みになったものでございまして、滞納している方の金額で 400 万減ったというものではございません。

それと、住宅使用料滞納分の 136 万 5,000 円、こちらにつきましては令和 4 年度中に滞納されている方が納めていただいた金額の合計でございまして、すみません、何名の方が納めていただいたかというものが手元にはございませんけれども、滞納されている方に督促、催告とか個人面談を行いながら、計画的に納めていただいている方ですとか、そういう方がお支払いしていただいた令和 4 年度分の滞納額の納めていただいた合計というふうになっております。

建設課としまして、議員ご指摘のとおり滞納額というのが膨大に大きくなっているのは課題として取り組まなければいけないというふうに考えておりました、今年度に入りましてある程度滞納額が高額になっている方々に改めて個人面談、文書等を出しまして、計画的に納めていただけないかということで、金額が大きい方につきましては、その半数近くが計画的に納めていただけるという確約をいただいておりますので、まずはそのような形でどんどん計画的に滞納額を減らしていくような作業を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の答弁で理解できる面もありますけれども、現年度分のこの403万2,000円の減額は、その年の前年度の所得によって住宅料が下がったとか、それは分かります。けれども、現に未納されている方もいらっしゃるのではないかと思うのです。そういう方です。この403万を400万として、そういう所得によって下がった分と未納額の比率は何対何ぐらいになるのでしょうか。こんなこと急に聞いても困ると思いますけれども、やはり町民の皆さんは少ない収入の中でいろんなものを経済しながら、住宅料だけは間違いなく払っていますよという声を聞くのです。けれども、現に未納されている方があると聞きますので、やはりこれは町として真剣になって取り組まなければ、町民の間から不満が湧き出てくるのではないですか。それをやはり出る前に町が真剣になって取り組んでいただきたいことを要望したいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

議員ご質問のような比率的なものについては、そのような検証は行っておりませんので、数値は持ち得ておりませんけれども、公営住宅等に住まわれている方々が払っている方というのがほとんどでございますけれども、中にはやはり滞納されている方もいるということで、議員ご指摘のとおり不平等性はあるということでございますので、何とか滞納がなくなるよう引き続き収納業務のほうには努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般3ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般4ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般5ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 6 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補及び第 2 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 補正額だとか、それについてではありません。理解を深める上で、先ほど提案説明の中で立香 192 番地の 9 の畑という表現でしたけれども、私た

ちここに地図を持っているわけでないし、分からないので、192 番地の 9 という番地は、その工事を行ったところの近くの住宅、どなたの家の近くかと聞くことは個人情報になるのでしょうか。どの辺かです。皆さんが分かりやすいのは、誰々さんの家の近くですよということであれば理解できると思うのですけれども、192 番地の 9 と言われても理解できませんので、この点理解を深める上で説明を求めたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

具体的な個人名については差し控えさせていただきますが、長流川河川敷のりんごまつりの会場は皆さん御存じだと思うのですけれども、そのところの町道から道道に向かっていった、坂ずっと上がっていったところの 2 つ目のカーブぐらいの左側の畑になります。よろしいですか。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 34 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和５年壮瞥町議会第４回臨時会を閉会いたします。

（午前１１時５９分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員